

## 青森県健やか力向上企業等連携協定実施要綱

### (実施目的)

第1条 「健康で長生きな青森県」の実現に向け、企業、団体等（以下「企業等」という。）と県とが協定を締結し、連携・協力して、「健康あおもり21（第2次）」及び「第三期青森県がん対策推進計画」に基づく県民の健康づくり及びがん対策を推進することを目的とする。

### (対象企業等)

第2条 協定締結の対象となる企業等は、県の事業や公共サービス等との連携・協働により本県の健康づくり及びがん対策の推進に主体的に取り組む意思を有する企業等であり、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 青森県内に本支店（営業所等を含む。）を有し、従業員に対する健康づくりに積極的に取り組む企業等であり、その取組が他の模範となるものであること。
- (2) その他、企業等の提案する取組により、県民の健康づくりに大きな効果が期待できる企業等であること。

### (申し込み)

第3条 協定の締結を希望する企業等は、県に、青森県健やか力向上企業等連携協定申込書（様式1）を提出するものとする。

### (協定締結)

第4条 県は、前条の申込書の提出があったときは、書類審査等を行い、第2条に規定する要件を満たしている場合には、青森県健やか力向上企業等連携協定書（様式2）を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
- 3 第1項の協定書においては、県と企業等との協議により、反社会的集団の排除その他健康づくり等に有効と認められる条項を付加することができるものとする。

### (取組事項)

第5条 協定締結企業等は、次に掲げるいずれかの取組を行う。

- (1) 従業員・家族の健康づくりの積極的な推進
- (2) 従業員・家族に対する健診及びがん検診の受診勧奨
- (3) 従業員・家族に対するがん予防についての正しい情報の提供
- (4) がん患者（復帰者を含む。）である従業員に対する支援
- (5) 県が実施する健康づくりやがん検診受診率向上のための普及啓発活動等への参加・協力

- (6) 顧客窓口における健康づくり・がん予防等に係るパンフレットの配付やポスター掲示等による、県民への周知啓発
  - (7) がん患者団体活動への支援・協力
  - (8) その他、県民の健康づくりや本県のがん対策の推進に資する取組
- 2 取組の実施に必要な費用は、協定企業等が負担する。
- 3 協定企業等は、協定に基づく取組（以下「取組」という。）を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある取組を行わないこと。
  - (2) 政治活動又は宗教活動を伴った取組を行わないこと。
  - (3) 企業等の利益誘導のみに取組を利用しないこと。
  - (4) 特定の治療法のみを勧奨するなど偏った情報提供を行わないこと。
- 4 協定企業等は、毎年4月末日までに、青森県健やか力向上企業等連携協定に関する報告書（様式3）により、前年度における取組の実施状況を報告するものとする。

（県の支援等）

第6条 県は、協定企業等に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 取組に必要な情報提供等の協力を行う。
- (2) 県のホームページ等に協定企業等の名称や取組内容等を掲載し、県民に広報する。

（協定の解除）

第7条 協定は、協定書の定めるところにより解除されることがある。

- 2 県は、協定企業等が法令、本協定、協定要綱のいずれかに違反していると認められる場合は、協定の締結を解除することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

様式 1

年 月 日

青森県健やか力向上企業等連携協定申込書

青森県知事 殿

企業等の名称  
代表者職・氏名

青森県健やか力向上企業等連携協定の趣旨に賛同し、次のとおり協定の締結を申し込みます。

1 企業等の概要

本社所在地	〒
主な事業内容	
県内の事業所又は支店等の名称・住所・従業員数	(*別紙添付可)
担当者連絡先	住 所 : 所属部署・氏名 : 電 話 : F A X : E-mail :

裏面あり

2 取組を予定している事項（予定しているもの全てにチェックしてください。）

- 従業員・家族の健康づくりの積極的な推進
- 従業員・家族に対する健診及びがん検診の受診勧奨
- 従業員・家族に対するがん予防についての正しい情報の提供
- がん患者（復帰者を含む。）である従業員に対する支援
- 県が実施する健康づくりやがん検診受診率向上のための普及啓発活動等への参加・協力
- 顧客窓口における健康づくり・がん予防等に係るパンフレットの配布やポスター掲示等による、県民への周知啓発
- がん患者団体活動への支援・協力
- その他、県民の健康づくりや本県のがん対策の推進に資する取組

3 添付書類

- (1) 企業等の概要、事業内容が分かる資料
- (2) 取組予定内容に関する実績若しくは具体的取組計画が分かる文書

## 様式 2

### 青森県健やか力向上企業等連携協定書

青森県（以下「甲」という。）と（企業等名）（以下「乙」という。）とは、連携・協力して、本県の健康づくり及びがん対策を推進するため、「青森県健やか力向上企業等連携協定実施要綱」に基づき、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲が策定した「健康あおもり21（第2次）」及び「第三期青森県がん対策推進計画」の目標達成に向け、相互に連携・協力して取り組むことにより、県民の健康づくりの推進と本県のがん対策の推進に寄与することを目的とする。

#### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの事項について連携し協力する。

なお、乙は、取組の実施にあたって、あらかじめ、その内容を県に報告し、確認を受けるものとする。

- (1) 従業員・家族の健康づくりの積極的な推進
- (2) 従業員・家族に対する健診及びがん検診の受診勧奨
- (3) 従業員・家族に対するがん予防についての正しい情報の提供
- (4) がん患者（復帰者を含む。）である従業員に対する支援
- (5) 県が実施する健康づくりやがん検診受診率向上のための普及啓発活動等への参加・協力
- (6) 顧客窓口における健康づくり・がん予防等に係るパンフレットの配布やポスター掲示等による、県民への周知啓発
- (7) がん患者団体活動への支援・協力
- (8) その他、県民の健康づくりや本県のがん対策の推進に資する取組

#### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、他の当事者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

#### （協定の有効期間）

第4条 協定の有効期間は、協定締結の日から協定を締結した年の翌年（協定の締結が1月から3月までの間に行われた場合にあっては、協定を締結した年。）の

3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から終了の申し出がない場合は、これを1年間延長し、その後も同様に取り扱う。

(協定の解除)

第5条 本協定は、前項の有効期間にかかわらず、甲又は乙の申し出により解除できるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名し、押印上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事

乙 (所在地)  
(企業団体名・職名・氏名)

青森県健やか力向上企業等連携協定に関する報告書

青森県知事 殿

企業等の名称  
代表者氏名

青森県健やか力向上企業等連携協定締結企業等として行った 年度における取組について、下記のとおり報告します。

記

年度取組結果 (実施状況の写真等、参考資料があれば添付してください。)

区分	具体的な取組内容

注) 「区分」欄には、次の中から該当する番号を記載してください。

- ①従業員・家族の健康づくりの積極的な推進
- ②従業員・家族に対する健診及びがん検診の受診勧奨
- ③従業員・家族に対するがん予防についての正しい情報の提供
- ④がん患者（復帰者を含む。）である従業員に対する支援
- ⑤県が実施する健康づくりやがん検診受診率向上のための普及啓発活動等への参加・協力
- ⑥顧客窓口における健康づくり・がん予防等に係るパンフレットの配布やポスター掲示等による、県民への周知啓発
- ⑦がん患者団体活動への支援・協力
- ⑧その他、県民の健康づくりや本県のがん対策の推進に資する取組

担当者連絡先 (部署・氏名)  
電話:  
FAX:  
E-mail: